

平成29年度石川県障害者相談支援従事者研修（現任研修）

開 催 要 綱

1. 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び日常の相談支援業務の検証を行うことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2. 主催

石川県

3. 実施機関

社会福祉法人石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター

4. 協力機関

石川県相談支援専門員協会

5. 期日

平成29年7月26日（水）、8月23日（水）、24日（木）の3日間

6. 会場

金沢市異業種研修会館 2階 第2・3・4研修室
（金沢市打木町東1400番地）

7. 受講費用

無料

（なお、会場への交通費や課題事例の作成等に係る費用は、受講者の自己負担とする。）

8. 対象者

原則として、次の（1）・（2）のいずれかに該当する者であって、演習の際に自分が関わった事例を提出することが可能な者

（1）指定相談支援事業所における相談支援専門員

《注意》

相談支援専門員として勤務するためには、初任者研修の修了した日の属する年度の翌年度から起算して5年度ごとの年度末までに現任研修を受講することが必要となります。（研修受講イメージは別紙②参照）

なお、平成24年度の初任者研修修了者は、今年度末までの間に現任研修を修了する必要がありますので、ご注意ください。

（参照）「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平24.3.30 厚労告225）

「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平24.3.30 厚労告226）

「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平24.3.30 厚労告227）

(2) 市町において、相談支援に現に従事している者（相談支援事業を直営で実施している市町は3日間の受講必須）

相談支援事業を直営で実施していない市町担当者においても、協議会の運営について学ぶため、できる限り3日目（講義）を受講願います。

ただし、初任者研修を修了し、相談支援専門員として必要な実務経験（別紙①参照）を満たし今後相談支援専門員となろうとする者、または、以前に相談支援専門員として従事し現在は相談支援に従事していないが、今後再び相談支援に従事する可能性がある者についても受講対象とします。

なお、受講希望者が定員を超過した場合は、初任研修の受講年度等を考慮し受講者を選考しますので、あらかじめご了承ください。

9. 定員

60名

10. 研修プログラム（予定）（内容、時間につきましては変更する場合があります）

月日	時間	内容
7月26日 (水)	9:00~9:10	受付（事務オリエンテーション含）
	9:10~9:15	オリエンテーション（研修目標の確認）
	9:15~11:10	実践報告「相談支援の実践」
	11:10~11:40	グループ討議
	11:40~12:40	昼食
	12:40~17:00	演習（課題事例討議）
8月23日 (水)	9:00~9:10	受付
	9:10~9:20	オリエンテーション（研修目標の確認）
	9:20~11:00	「スーパービジョン」（導入、モデリング、講義）
	11:00~12:20	演習「課題報告」
	12:20~13:20	昼食
	13:20~16:30	演習「スーパービジョン」
8月24日 (木)	9:00~9:05	受付
	9:05~10:05	講義「障害者福祉の動向について、地域生活支援事業について」
	10:15~12:00	実践報告「地域での取り組みについて」
	12:00~13:00	昼食
	13:00~17:00	「社会資源開発（各地域の相談支援体制の充実に向けて）」

11. 昼食

昼食は各自でご用意願います。

1 2. 参加申込方法

石川県社会福祉協議会ホームページから、下記期日までにお申込みください。

なお、ホームページから申込みできない場合は、本会あてにご連絡ください。

ホームページからの申込手順

- ①石川県社会福祉協議会サイト (URL : <http://www.isk-shakyo.or.jp/>) の上部メニュー「福祉の研修」ボタンをクリックしてください。
- ②「研修新着情報」の一覧が表示されています。ここには10件までしか表示されませんが、この他の受付中の研修は右上の「研修新着情報の一覧」をクリックすれば、すべてが表示されます。
- ③受講希望の研修名をクリックすれば、画面の下方に「検索結果」が表示されます。
- ④希望の研修であることを確認のうえ、右欄に「要綱」と「申込」がありますが、この「申込」ボタンをクリックすると「研修申し込み」画面に変わります。
- ⑤必要事項を入力（※マークは必須項目）した後、「申込確認画面へ」で内容を確認し、「申し込む」ボタンをクリックして、申込完了です。
- ⑥申し込まれた方にはすぐに「受付確認書」がメールで送信されます。もし、このメールが届かない場合にはメールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、ご注意ください。（なお、このメールは受講承認の意味ではありません。）

※申込期日 6月12日（月）

1 3. 申込画面入力に当たっての注意事項

- (1) 事業所種別、職種であてはまるものがない場合は、その他を選び備考欄に入力してください。
- (2) 推薦順位欄は、受講希望者が同一施設内で複数いる場合に入力してください。
- (3) 生年月日を修了証明書等に記載しますので、必ず入力してください。
(入力例 2017/7/1)
- (4) 相談支援業務に係る実務経験年数欄は、市町窓口、施設等において相談支援業務に従事した経験年数を入力してください。
『現に従事している方は、**現在〇年**』、『以前従事されていた方は**以前〇年**』、『従事されていない方、または、今後従事する予定の方は、**なしあるいは予定**』と、入力してください。
- (5) 相談支援従事者研修修了年度は、**初めて現任研修を受講される方は初任の修了年度、現任研修2回目以降の方は現任の修了年度**を入力ください
- (6) 「受講形態」につきましては、市町の方で受講を希望される方は、全課程または3日目のみのどちらかを入力してください。
- (7) 「相談支援事業開設予定時期」欄は、今後相談支援事業所として開設予定のある場合に入力してください。

1 4. 事例の作成について（事前提出）

研修（1、2日目）では事例検討を行いますので、受講者本人が関わった事例に関する書類を作成していただきます。（作成内容：事例検討のためのレポート、申請者の現状（基本情報）、サービス等利用計画案を作成していただきます。詳細は受講決定者に送信する「受講票」に掲載します。）

※事例の未提出、また提出されても不備が多い場合は、受講を取り消す場合もありますので、ご注意ください。

(参考) 課題様式を県社会福祉協議会ホームページに掲載します。(6月中旬予定)

【手順：<http://www.isk-syakyu.or.jp> ⇒ 福祉の研修 ⇒ 研修新着情報
「相談支援従事者現任研修課題様式」】

15. 受講者の承認

定員の範囲で受講者を承認し、結果は6月19日(月)頃に、研修申込時に入力されたメールアドレスに通知します。

☆受講承認の日が過ぎても「受講票」が届かない場合は必ず当センターにご連絡ください。

16. 修了証の交付等

研修を全課程(3日間)修了した者には、修了証書を交付します。

注1) 原則として、30分以上の遅刻、不在、早退等の場合は、欠席とみなします。

ただし、天候や交通機関の遅れ等によりやむをえない事情がある場合は、この限りではありません。

注2) また、受講態度が著しく不良である場合(居眠りや受講中の携帯電話の使用等)は、修了証書を交付できない場合があります。

17. 申込先

石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター 研修課 担当：篠原
〒920-0964 金沢市本多町3-2-15 福祉総合研修センター(県立図書館4階)
TEL076(221)1833 FAX076(221)1834

※申込者におかれましては、開催要綱を必ず受講申込者ご本人に渡し、受講目的等を確認願います。

「相談支援専門員」の要件

- ① 基本的な考え方
相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、実務経験（3年、5年、10年）と相談支援従事者研修の受講を要件とする。
なお、現任研修を5年に1回以上受講することとする。
- ② 実務経験の対象となる業務（別添資料1-②のとおり）
 - 障害者の保健、医療、福祉の分野における相談支援の業務
 - 障害者の就労、教育の分野における相談支援の業務
- ③ 研修の受講
実務経験を有する者は、都道府県の実施する相談支援従事者研修（初任者研修）を受講し、相談支援専門員になることができる。

相談支援専門員の要件となる実務経験等

○ 相談支援専門員の要件となる実務経験者

- ① 第1の期間が通算して3年以上である者
 - ② 第2、第3、第5及び第6の期間が通算して5年以上である者
 - ③ 第4の期間が通算して10年以上である者
 - ④ 第2から第6までの期間が通算して3年以上かつ第7の期間が通算して5年以上である者
- ※ 3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して3年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が540日以上
○ 3年以上(540日以上) ○ 5年以上(900日以上) ○ 10年以上(1800日以上)

○ 実務経験となる業務

第1 平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者

第2 イからニに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者
- ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者
- ハ 障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者
- ニ 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、第7に掲げる資格を有する者、又は第2のイからハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に該当する者)

第3 イからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用者※¹ 等が、介護等の業務(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務に従事した期間

イ 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者

ロ 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者

ハ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

第4 第3のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

第5 次に掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間
障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者

第6 特別支援学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

第7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※¹ 社会福祉主事任用資格者等

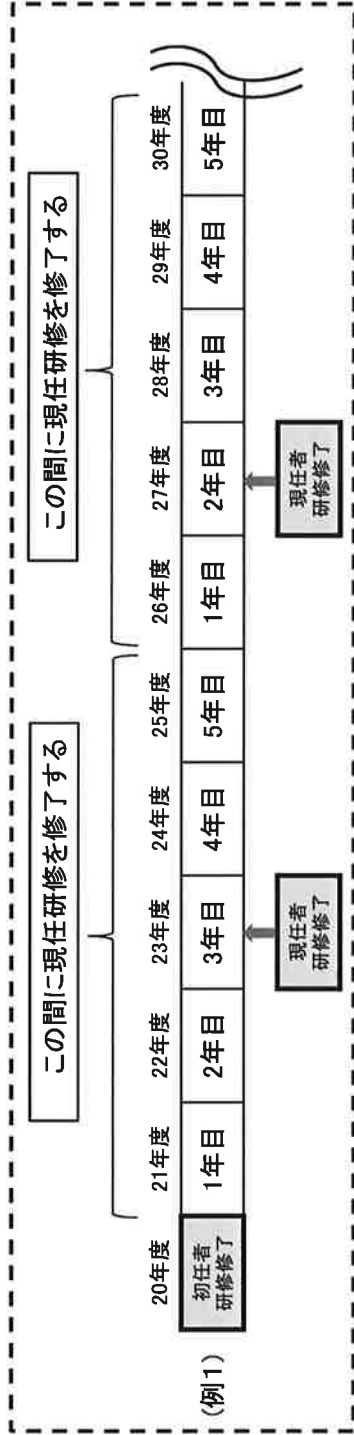
社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、児童指導員任用資格者、保育士

相談支援従事者現任研修の受講イメージ

◆例1：平成20年度に初任者研修修了した場合

※相談支援従事者現任研修は、相談支援従事者初任者研修(5日課程)を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに修了する必要があります。

※平成21～24年度に現任者研修を修了していない場合、平成26年度以降相談支援専門員として従事する場合には、平成25年度中に現任者研修を修了する必要があります。



◆例2：平成19年度に初任者研修修了した場合で、平成20年度から平成24年度までに現任研修を修了しなかった場合

※平成25年度以降相談支援専門員として従事する場合、再度相談支援従事者初任者研修(5日課程)を受講していただく必要があります。

